

国自情第43号
平成19年11月16日
(最終改正 国自情第166号
平成26年11月28日)

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局自動車情報課長
(沖縄以外公印省略)

登録事項等証明書の交付請求にあたっての具体的な事務処理について

1. 本人確認方法（自動車登録規則（以下、「登録規則」という。）第25条第1項関係）
 - (1) 交付請求をする者は自然人とし、その本人確認の方法は、登録事項等証明書の交付の請求書の請求者欄に記載されている者について、登録規則第25条第1項第1号に掲げる書類のほか、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、小型船舶操縦免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、住所及び氏名の確認ができるものによって行うものとする。
 - (2) (1)によることができない場合は、旅券、療育手帳、海技免状等公的機関の発行した氏名の確認ができる書類によって行えるものとする。
この場合においては、提示された書類の発行番号（個体識別番号等）を請求書に控えるものとする。
 - (3) 本人確認を行おうとした際に、交付請求をする者が確認に応じることを拒否する等その言動等から不審と認めた場合は、警察との協議によりあらかじめ定めておく所轄警察署の担当窓口に直ちに通報するとともに、対応方法について相談するものとする。
2. 送付による交付請求の取扱い（登録規則第25条第2項関係）
 - (1) 登録規則第25条第2項第2号の国土交通大臣が適当と認める書類は、交付請求者が所在している施設の管理者が発行した居住証明書や宿泊証明書等とする。
 - (2) 住民票の写し等については、交付請求をする日前30日以内に作成されたものが必要であるが、「交付請求をする日」とは当該交付請求の郵送による消印の日とする。

3. 請求の事由の明示(道路運送車両法(以下「車両法」という)第22条第5項、自動車登録規則第27条関係)

登録事項等証明書の不正請求を防止する観点から、車両法第22条第5項においては、請求の事由を確認し、同条第6項においては、不当な目的によることが明らかなとき(又は不当な目的に使用されるおそれがある場合も含む)には、請求を拒むことができるとされている。

このため、登録事項等証明書の交付請求に際し請求書に記載される請求の事由については、具体的なものを求めるものとし、当面の間、登録事項等証明書の交付請求があった場合は、請求毎に請求の事由につき首席運輸企画専門官(登録担当)又は上席登録官に確認を受け、具体的かつ適切であると認められた場合に登録事項等証明書を交付することとする。

なお、登録事項等証明書の交付請求に際し請求書に記載される請求事由としては様々なものが考えられるが、具体的な請求の事由の一例として考えられるものは以下のとおりであるので、参考とされたい。

○所有者の確認で使用する場合

- ・自動車の購入に際し、自動車検査証が当該自動車に備え付けられておらず所有者の確認ができないことから、売り主が当該自動車の真正な所有者であることを確認するため。
- ・自動車を売却したが、買い主から当該自動車に係る移転登録手続を完了したとの連絡がなく、このままでは自らに自動車税の納税通知書が送付されるおそれがあるため、買い主が当該自動車について移転登録を受けたかどうかを確認し、受けていない場合には買い主に移転登録の実施を促すため。

○抹消手続きの確認等で使用する場合

- ・抹消登録(解体の届出)手続を所有者から依頼されており、その手続が完了したことを所有者に証明するために登録事項等証明書が必要になるため。
- ・抹消登録手続を依頼されたが、依頼人が自動車検査証を紛失しており、依頼人が当該車両の所有者かどうかが不明であるため、手続に必要な申請書等の作成ができない状況にある。そのため登録事項等証明書に記載された所有者を確認する必要があるため。

○補助金申請で使用する場合

- ・平成〇〇年度 低公害車導入補助を申請する際に、登録事項等証明書が必要になるため。

○保険手続等で使用する場合

- ・当社(保険会社等)において、自動車保険等の契約者からの自動車事故に係る保険金の請求に伴い、当該自動車保険の契約内容と当該自動車の登録内容が一致してい

るかどうかを確認するため。

- ・自動車保険等(又は自賠責保険等)の解約(又は中断証明)の手続のために登録事項等証明書を保険会社等へ提出する必要があるため。
- ・自動車保険等の契約に際し、申告されている自動車の諸元等の内容と実際に登録されている自動車の諸元等が一致しているかどうかを確認するため。

○放置車両関係で使用する場合

- ・請求者が管理する駐車場に長期間放置されている自動車の所有者を確認し、当該自動車の撤去を依頼するため。

○裁判手続き等に使用する場合

- ・破産申立事件の資料として、破産者が所有する自動車について、破産者が所有していることを裁判所に対して証明するのに登録事項等証明書が必要になるため。
- ・債務者に対し、債務不履行による仮差押を実施するための裁判を行うに際し、債務者が保有する自動車に係る登録事項等証明書が必要になるため。

○オークション関係で使用する場合

- ・オークションで購入した当該自動車の車庫証明書の手続を行うに際し、当該自動車には自動車検査証が備え付けられておらず、当該自動車の諸元が記載されている登録事項等証明書が必要になるため。
- ・オークション業者へ移転登録(又は抹消登録や解体の届出等)の手続が完了したことと証明するのに登録事項等証明書が必要になるため。

○輸出手続に使用する場合

- ・○○(国名)での輸入手手続き登録事項等証明書の添付が必要になるため。
- ・○○(国名)での輸入手続の書類に初度登録年月日を記載する必要があるが、輸出抹消仮登録証明書(又は輸出抹消予定届証明書)には初度登録年月日が記載されておらず、それを確認するために登録事項等証明書を交付請求します。

○リコールに使用する場合

- ・当該自動車がリコールの対象となっており、その旨を当該自動車の使用者へ通知するため。

○法令に定める事務等に使用する場合

- ・県税事務所において課税のために当該自動車に係る所有者の確認をするため。
(根拠条文: 地方税法第○○条)

等

ただし、以下の者が交付請求をする場合は、請求の事由の明示は要しないものとする。

- ① 現在の自動車登録ファイル上の所有者(ただし、一時抹消登録後の所有者変更に係る記録がなされている場合は、その所有者)

② 現在の自動車登録ファイル上の共同所有者

4. 自動車登録番号及び車台番号の明示（登録規則第26条第1項関係）

交付請求の際は、原則として自動車登録番号及び車台番号の明示を求める事とすると、その場合の車台番号の明示は下7析を求める事とする。

ただし、以下の場合は、自動車登録番号又は車台番号のいずれか一方のみの明示でよいものとするが、車台番号のみの明示の場合は全析を求める事とする。

① 私有地における放置車両で自動車登録番号の明示はできるが、車台番号の明示ができない場合

この場合においては、放置車両の状況を確認するため、当該車両の放置状況が判る図面、車両の写真及び放置日数等を記載した書類の提出を求める事とする。

（書類の様式は任意で差し支えないが、記載項目については別紙1を参考とされたい。）

② 車台番号の明示ができないが、裁判手続きの書類として登録事項等証明書が必要不可欠な場合

この場合においては、債務名義等の公的書類の提出又は提示を求める事とし、公的書類が存在しない場合は申立書の提出を求める事とする。

（申立書の様式は任意で差し支えないが、記載項目については別紙2を参考とされたい。）

③ 抹消登録された車両である等の理由により自動車登録番号の明示はできないが、車台番号の全析の明示ができる場合

5. 官公庁等からの車両法第22条第1項の規定による請求の場合の取り扱い

（1）国又は地方公共団体が、法令に定める事務又は業務の遂行の目的のために登録事項等証明書の交付請求を行う場合は、以下のとおり取り扱うものとする。

① 本人確認の方法については、当該請求官公庁発行の身分証明書の提示を求める事とする。

② 請求の事由は、具体的に明示を求める事とする。

③ 自動車登録番号又は車台番号のいずれか一方のみの明示でよいものとする。

（2）国又は地方公共団体以外の者が、国又は地方公共団体からの許認可又は委託等を受けて、法令に定める事務又は業務の遂行の目的のために登録事項等証明書の交付請求を行う場合は、以下のとおり取り扱うものとする。

① 本人確認の方法については、当該請求法人等が発行する身分証明書の他、一般の交付請求と同様に運転免許証等の提示をそれぞれ求める事とする。

② 請求の事由は、具体的に明示を求める事とする。

③ 自動車登録番号又は車台番号のいずれか一方のみの明示でよいものとする。

6. 行政書士による交付請求の場合の取り扱い（登録規則第25条第1項関係）

法令に基づき官公庁に提出する書類の作成を業とする行政書士が当該業務の遂行のた

め、登録事項等証明書の交付請求を行う場合における本人確認の方法については、行政書士本人の場合は日本行政書士会連合会が法令に基づき作成した行政書士証票、当該行政書士の補助者は各都道府県行政書士会が発行した補助者証の提示をそれぞれ求めることとする。

7. 交付請求を拒むに足りる相当な理由（車両法第22条第6項関係）

以下の場合には、交付請求を拒むものとする。

- ① 本人確認ができない場合
- ② 請求の事由が記載されていない、もしくは記載内容が不十分であるため請求の事由の内容を確認しようとしたところ、明確な回答が得られない場合
- ③ 自動車登録番号及び車台番号が明示されない場合（3. ただし書き及び4. の場合を除く）
- ④ 盗難やストーカー行為などの不当な目的に使用される恐れがある場合

上記理由による登録事項等証明書の交付請求がなされた場合には、登録事項等交付請求書（第三号様式及び第四号様式）に記載された自動車登録番号、車台番号、請求者の項目の内容と「登録事項等証明書の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」（平成26年7月11日付国自情第52号の1）（以下「配偶者からの暴力等への被害者の保護のための取扱い」という。）4. に規定する「取扱い実施対象者リスト」に記載された取扱い実施対象車両と加害者の項目の内容を確認し、加害者の項目及び自動車登録番号又は車台番号の項目が一致した場合は、配偶者からの暴力等への被害者の保護のための取扱いに基づき処理を行うこと。

- ⑤ その他登録事項等証明書制度の趣旨に反する請求の事由の場合

8. 登録事項等証明書の交付請求業務の外部委託に係る留意事項について

登録事項等証明書の交付請求業務について外部委託する場合は、車両法第22条及び自動車登録規則第24条から第27条の規定並びに本通達1.～7.の事項が確実に遵守されるよう、仕様書や作業手順書に明記するとともに、委託先業者等に対し必要な研修等を実施するものとする。

附則（平成19年11月16日国自情第43号）

本通達は、平成19年11月19日より実施する。

附則（平成26年7月11日国自情第51号）

本通達は、平成26年10月1日より実施する。

附則（平成26年11月28日国自情第166号）

本通達3.は、平成26年11月28日より実施し、

8.については平成27年4月1日より実施する。

【別紙1】

「別紙1」

私有地放置車両関係位置図

自動車登録番号 _____

放置場所 _____

(番地まで記入してください)

放置日数 平成 年 月 日頃から

請求者 氏名 _____

住所 _____

※放置車両のある場所を図にしてください。(地図添付可)

※裏面に写真を添付してください。

(裏)

私有地放置車両写真

①放置状況のわかる写真(当該車両の全景及び周りの景色が写っているもの)

②当該車両の前方又は後方から写した写真(自動車登録番号がわかるもの)

【別紙2】

別紙2

申立書

氏名 印
住所

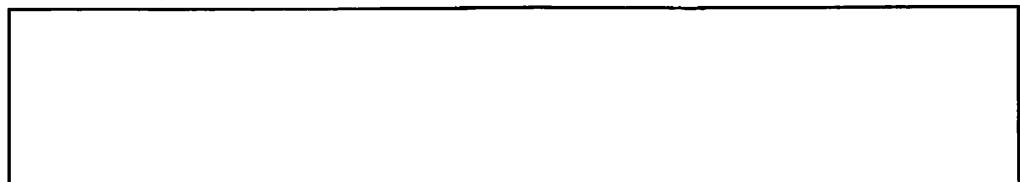
私、〇〇〇〇は、(自動車に対する仮差押命令の申立て等、具体的な裁判手続きを記載する)に下記債務者等が記載された登録事項等証明書が必要となるため、対象となる車両の写真を添えて同証明書の交付を請求します。

なお、交付された証明書は裁判手続き以外の目的で使用することはありません。

記

自動車登録番号
債務者名
債務者住所

当該車両の写真(自動車登録番号がわかるもの)



※債務者より裁判手続きを委任されている場合は、委任状を添付して下さい。